

資料1

福岡町男女がともに歩むまちづくり基本条例について

平成14年6月10日

福岡県福岡町総務部企画調整課

男女共同参画係

■ 基本条例制定の背景

- 男女共同参画プラン・ふくま
- 男女共同参画社会基本法 平成11年6月23日
- 第4次福岡町総合計画 平成12年4月1日～

■ 基本条例制定を支えた環境

- 町議会議員の男女構成
- 首長と審議会の信頼関係
- 住民の支援

■ 基本条例策定の方針

- 男女共同参画社会基本法を尊重しながら福岡町としての独自性を表現
- やさしく表現し、住民の皆さん、事業者の皆さんに理解され、支持される条例

■ 基本条例への独自性表現

- 題名
- 前文
- 条文
 - 定義 住民
 - クオータ制
 - 基本理念
 - 町の責務
 - 住民の責務
 - 事業者の責務
 - 推進モデル推奨

■ 基本条例第6条第3項について

- 推進状況提出依頼文書
- 推進状況報告様式
- 推進状況報告の現状
- 条文解釈

平成13年10月 5日

福間町長 池 浦 順 文 様

福間町女性問題審議会

会 長 石 橋 利 枝

福間町男女共同参画基本条例（仮称）について（答申）

福間町女性問題審議会設置条例（平成7年福間町条例第28号）第2条の規定により、平成12年4月11日付12福企第28号で諮問があった「福間町男女共同参画基本条例（仮称）」について、8回にわたる審議会をへて別紙のとおり「福間町男女がともに歩むまちづくり基本条例（案）」としてまとめたので以下の意見を付しここに答申します。

記

ここで敢えて言及するまでもなく、男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会にとっての最重要課題であり、平成11年6月23日に公布、施行された「男女共同参画社会基本法」等に基づき、女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会づくりを推進していかなければなりません。

福間町においては、平成10年3月に県下の町村でいち早く「男女共同参画プラン・ふくま」を策定し、また平成12年度にスタートした「第4次福間町総合計画」の大きな柱のひとつとして「男女がともに歩むまちづくり」を掲げ、先進的に、また積極的に男女共同参画社会の形成の促進に取り組まれており、審議会としても非常に嬉しく、また、心強く思っているところです。男女共同参画基本条例についても県下市町村で最初に制定するという事で、責任の重さを痛感するとともに福間町としての独自色をしっかりと表現することや住民の皆さんに理解、支持していただくことを念頭に置き、日本一の条例を目指して意欲を持って熱心に議論を重ねてきました。

また、当審議会は、平成13年7月5日に中間答申をし、シンポジウムなどをおして住民意識の把握と意見聴取を試みました。それらのことも、その後の審議会により十分協議し、反映し、最終答申としてまとめました。

町長におかれましては、本答申を最大限尊重され、速やかに基本条例を制定されるよう要望します。さらに、基本条例をもとに「男女がともに歩むまちづくり」をよりいっそう力強く推進されることを切に願っています。

付記

- 基本条例の制定により、当審議会の名称は、女性問題審議会から男女共同参画審議会に変わります。庁内の組織の名称についてもこれに併せ、女性行政推進本部を男女共同参画推進本部に、女性政策係を男女共同参画係にするなどの検討を要望します。
- 基本条例の制定を機に「男女共同参画都市」の宣言をされるよう提言します。

以上

■ 福間町女性問題審議会の経過

□ 第1回女性問題審議会

平成12年4月11日

辞令交付 男女共同参画基本条例について 諮問
資料検討 埼玉県男女共同参画推進条例

□ 第2回女性問題審議会

平成12年7月6日

男女共同参画基本条例について
資料検討 都留市男女共同参画基本条例・塩尻市男女共同参画基本条例・男女
共同参画による出雲市まちづくり条例

□ 第3回女性問題審議会

平成12年10月23日

福間町男女共同参画基本条例（案）原案提示

□ 第4回女性問題審議会

平成12年12月7日

福間町男女共同参画基本条例（案）検討

□ 第5回女性問題審議会

平成13年2月8日

福間町男女共同参画基本条例（案）検討

□ 第6回女性問題審議会

平成13年5月10日

福間町男女共同参画基本条例（案）検討 条例前文案提示

□ 第7回女性問題審議会

平成13年7月5日

福間町男女共同参画基本条例（案）中間答申

□ 福間町男女がともに歩むまちづくり基本条例シンポジウム

平成13年8月4日

□ 第8回女性問題審議会

平成13年9月10日

男女共同参画に関する住民意識調査からの意見
男女がともに歩むまちづくり基本条例シンポジウムからの意見
女性行政推進委員会からの意見
中間答申を掲載したホームページへの意見等を集約し、最終答申案検討

□ 第9回女性問題審議会

平成13年10月5日

福間町男女共同参画基本条例（案）最終答申

■ 福間町女性問題審議会委員

石橋利枝・足立 陽・荒巻法恵・井手勢二・岩城和代・岩下計子・岩永亨二
岡 章子・喜多加実代・坂口 博・富安節子・早川正史・松山一守・矢野茂樹

福間町男女がともに歩むまちづくり基本条例

■ 条例策定の背景

- ・男女共同参画社会基本法制定 平成11年6月23日施行
- ・男女共同参画社会の形成は21世紀のわが国社会を決定する最重要課題
平成12年9月26日 国・男女共同参画審議会答申
- ・第4次福間町総合計画での位置付け 男女がともに歩むまち
平成12年4月1日～

■ 条例案策定の方針

- ・男女共同参画社会基本法を尊重しながらも福間町の独自性を表現した条例
- ・やさしく表現し、住民の皆さんに理解、支持される条例

■ 住民の意見反映の手法

◆ 男女共同参画に関する住民意識調査

調査対象 福間町内に居住する満20歳以上の男女 2,000人

調査期間 平成13年5月1日～12日

回収数(率) 1,120人(56.0%)

◆ 広報ふくま 平成13年7月1日号 11月1日号

◆ 広報ふくま 毎月16日号 「ホップ ステップ 女と男」

◆ 男女がともに歩むまちづくり基本条例シンポジウム

～「男女がともに歩むまちづくり基本条例」を

みんなで考え、みんなで活かそう～

平成13年8月4日 福間町公民館 370人参加

◆ ホームページに登載 女性問題審議会からの中間答申 意見聴取

◆ 女性問題審議会

9回の審議会での審議を経て最終答申

■ 主な意見

- ◆ 理想は高く、条文はわかりやすく、実効性ある条例を期待する。
- ◆ 条例のネーミングが親しみやすくいい。
- ◆ 基本理念の記載順番を整理した方がいい。
- ◆ 福間町としての独自性をしっかり表現した条例にしてほしい。
- ◆ 男女に関係なく福間町の住民であることを誇りに思える環境づくりを推進してほしい。
- ◆ 条例制定後の広報、啓発が重要
- ◆ 産む性としての女性の健康について表記してほしい。
- ◆ 町の姿勢が見える条例だと思う。
- ◆ シンポジウムなど意見を言える場を今後も積極的に設けてほしい。
- ◆ 条文を提示しての意見聴取はいいことだと思う。

福間町男女がともに歩むまちづくり基本条例
(平成13年12月21日福間町条例第26号)

目次

- 第1章 総則(第1条-第7条)
- 第2章 基本的施策等(第8条-第13条)
- 第3章 男女共同参画審議会(第14条・第15条)
- 第4章 雑則(第16条)
- 附則

個人の尊重と両性の平等は、何にもまして最高の価値があり、個人のみならず社会の豊かさを求めるためにも不可欠な事柄です。我が国の憲法はもとより、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」も、このことを高らかにうたっています。

しかしながら、現実には性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会の制度、慣行が未だに根強く残っており、両性の自由な活動や生き方の選択を妨げる要因となっています。

このような状況の下で、少子高齢化が急速に進んでおり、それが社会に及ぼす影響は極めて大きいのです。

こうした現状を踏まえ、男女がともに自由に自らの生き方を選択でき、その選んだ価値を実現できるよう真摯に取り組む豊かな成熟した社会の実現を目指して、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福間町(以下「町」という。)における男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、並びに町、住民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「参画促進施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、性別にかかわらず、全ての人々が尊重され、認め支えあい、自分らしく心豊かに生活できる「男女がともに歩むまちづくり」の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担う社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 住民 住民登録にかかわらず、町に住む人、町で働く人、町で学ぶ人など

をいう。

- (4) 事業者等 町内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業や活動（以下「事業・活動」という。）を行うものをいう。
- (5) 審議会等 町の政策や方針について審議する機関で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4に規定する附属機関及びこれに準ずる機関をいう。
- (6) クォータ制 審議会等の委員の数が、男女のいずれかに偏らないように、比率を定めることをいう。

（基本理念）

第3条 町、住民及び事業者等は、男女共同参画社会の形成に関し、次の各号に掲げる事項を基本理念として、「男女がともに歩むまちづくり」を推進する。

- (1) 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であると間接的であるにかかわらず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女ともに個性が尊重され能力を発揮する機会が確保されることなど、男女の人権が尊重されるよう行わなければならない。
- (2) 男女共同参画社会の形成にあたっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできるだけ中立なものとするように配慮しなければならない。
- (3) 男女共同参画社会の形成にあたっては、町は、政策や方針の決定過程に、事業者等は、事業・活動の方針決定過程に、男女が社会の対等な構成員としてともに参画する機会を確保するようにしなければならない。
- (4) 男女共同参画社会の形成は、男女が、ともに家族的責任を持ち、相互の協力と社会の支援を受けながら、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における活動に、対等に参画できるよう行わなければならない。
- (5) 男女共同参画社会の形成は、男女の対等な関係の下に互いの性を理解し、健康に配慮するとともに、生涯にわたる性と生殖に関して、自らが決定する権利を十分に尊重し行わなければならない。
- (6) 男女共同参画社会の形成にあたっては、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場から暴力や虐待、他の者を不快にさせる性的な言動を根絶しなければならない。
- (7) 男女共同参画社会の形成は、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮して行わなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、基本理念にのっとり、参画促進施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 町は、参画促進施策を実施するため、必要な条例上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 3 町は、男女共同参画社会の形成の促進について、住民、事業者等の理解が深まるよう、必要な啓発活動や学習機会の充実などに積極的に努めなければならない。
- 4 町は、審議会等を設置するにあたり、条例等にクォータ制を規定するなど、男女がともに、政策や方針の決定過程に参画できる機会を確保しなければならない。
- 5 町は、参画促進施策を実施するにあたり、国、他の地方自治体及び関係団体との連携に努めなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民は、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するため、自立する意欲を持って、積極的かつ主体的に取り組むとともに、町が実施する参画促進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等が事業・活動を行うにあたっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するため、積極的に取り組むとともに、町が実施する参画促進施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、男女が家庭と就業や活動を両立できる環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者等が町と工事請負などの契約を希望し業者登録をする場合は、男女共同参画の推進状況を届け出なければならない。

(男女がともに歩むまちづくり推進モデル)

第7条 町長は、前2条の規定による責務を顕著に遂行している住民、事業者等に対し、第3章に規定する男女共同参画審議会の意見を聴いて、「男女がともに歩むまちづくり推進モデル」として推奨することができる。

第2章 基本的施策等

(基本計画)

第8条 町は、男女共同参画社会の形成の促進を図るため、基本的な計画(以下「計画」という。)を策定し、総合的かつ計画的にこれを推進するものとする。

(年次報告等)

第9条 町長は、参画促進施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

- 2 町長は、毎年、前項の報告書に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して、講じようとする参画促進施策を明らかにした文書を作成し、これを議会に提出するものとする。

(相談窓口の設置)

第10条 町は、男女共同参画社会の形成の促進を阻害する問題の解決を図るため、相談窓口を置くものとする。

- 2 町は、前項の相談を受けた場合、他の関係機関等と連携し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第11条 町は、参画促進施策の策定などに必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第12条 町は、男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互連携協調を円滑に図るための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者等に対する支援)

第13条 町は、事業者等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第14条 男女共同参画社会の形成を図るため、福間町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置くものとする。

2 審議会は、この条例に定める事項のほか、計画の推進状況を点検、評価するとともに、町長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議し、町長に答申するものとする。

(組織等)

第15条 審議会は、町長が委嘱する10人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 審議会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会の委員は、再任されることができる。

4 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(女性問題審議会設置条例の廃止)

2 福間町女性問題審議会設置条例(平成7年福間町条例第28号)は、廃止する。

平成14年4月1日

事業者 各位

福間町長 池 浦 順 文
(総務部企画調整課女性政策係)

入札参加資格審査申請に伴う男女共同参画推進状況の報告について

福間町では、昨年12月、女性も男性も性別にかかわらず、自分の意志で社会に参画し、やさしく支え合い、喜びも責任も分かち合う、男女共同参画社会の実現を目的に、「福間町男女がともに歩むまちづくり基本条例」を制定し、平成14年4月1日に施行します。

条例では、男女共同参画社会基本法にのっとり、「町の責務」、「住民の責務」、「事業者等の責務」を明らかにし、それぞれの立場で積極的に町が実施する参画促進施策に協力することを義務付けています。

また、事業者等の責務(条例第6条)には、①男女共同参画社会を実現するため積極的に取り組むこと及び町が実施する参画促進施策に協力すること。②家庭と就業や活動を両立できる環境の整備をすること。③町と工事請負などの業者登録する場合の男女共同参画推進状況の届け出をすること。の3項を規定しました。

これにより、福間町における指名競争入札等に参加を希望される場合は、指名競争入札等参加資格審査申請に必要な書類として、「男女共同参画推進状況報告書」が新たに加わることになりました。

なお、今回は、この男女共同参画推進状況は指名基準の要件には含まないこととしており、参画状況の報告のみをお願いしております。貴職におかれましては、条例の目的をよくご理解いただき、是非ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

さらに、特に先進的に男女共同参画の責務を遂行している事業者等に対し、推進モデルとして推奨し、広く住民の皆さんへ周知したいと考えており、提出いただきました報告書を推進モデルの検討資料として、活用させていただく予定であることを申し添えます。

男女共同参画社会の形成は、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題です。小さな町からの小さな発信ですが、趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

問い合わせ 福間町総務部企画調整課女性政策係

担当 福田 白石

TEL 0940-43-8115

平成14年4月 日

男女共同参画推進状況報告書

事業所名 _____
所在地 _____
Tel _____ () _____
担当者名 _____

福岡県男女がともに歩むまちづくり基本条例第6条第3項の規定に基づき、男女共同参画推進状況を報告します。

1) 従業者(男女)の参画状況について

① 雇用に関して(貴社の規程に基づく)

- ・ 正規従業者数 男 _____ 人 女 _____ 人
- ・ 臨時従業者数 男 _____ 人 女 _____ 人
- ・ 管理者数 男 _____ 人 女 _____ 人
- ・ 障害者雇用者数(障害者雇用促進法で定める)
男 _____ 人 女 _____ 人

- ・ 前年度(平成13年度)の新規採用者(正規)数
男 _____ 人 女 _____ 人
- ・ 正規従業者の平均勤務年数(平成14年3月31日現在 1年未満切り捨て)
男 _____ 年 女 _____ 年

② 育児・介護等制度の利用状況について

- ・ 前年度(平成13年度)の育児休業の取得者数
男 _____ 人 女 _____ 人
- ・ 前年度(平成13年度)の介護休業の取得者数
男 _____ 人 女 _____ 人

2) 男女共同参画推進の取り組みについて

実施している項目に、チェックしてください。

- ① 育児や介護を行う従業者の「仕事」と「家庭」の両立支援に関して
- 短時間勤務の制度
 - フレックスタイム制
 - 始業・終業時刻の繰り上げ、繰り下げ

- 所定外労働をさせない制度
- 事業所内の託児施設の措置運営
- 育児・介護休業者復帰プログラムの実施
- 看護休暇の制度
- 職業家庭両立推進者の選任
- その他（具体的に

② 女性従業者に対する就業の配慮に関して

- セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修
- セクシュアル・ハラスメント防止に関する方針をサービス規程に明記
- セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発
(社内報、パンフレット等の配布など)
- セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口の設置
- 深夜業に従事する女性従業員への安全の確保
- 女性従業者はいない
- その他（具体的に

※ なお、男女共同参画推進の取り組みを明記した、就業規則やパンフレットなど、ご提供いただけるようでしたら添付してください。

(抜粋)

男女共同参画プラン・ふくま

後期実施計画〔平成14年度～18年度〕



THE PARTNERSHIP



福 間 町

目 次

第1章 計画策定の背景

- 1. これまでの取り組み…………… 1
- 2. 福間町男女共同参画に関する意識調査…………… 3

第2章 基本的な考え方

- 1. 計画の趣旨…………… 13
- 2. 基本方針…………… 14
- 3. 計画の内容…………… 15
- 4. 計画の推進体制…………… 16
- 5. 計画実施の期間…………… 17

第3章 実施計画

- 重点目標Ⅰ ともに参画するまちづくり…………… 21
- 重点目標Ⅱ 平等の意識づくり…………… 30
- 重点目標Ⅲ 自立した生き方づくり…………… 40
- 実施状況チェック表…………… 49

第4章 資 料

- 1. 福間町男女がともに歩むまちづくり基本条例…………… 53
- 2. 男女共同参画社会基本法…………… 56
- 3. 国内外の動き及び福間町での取り組み…………… 60
- 4. キーワード…………… 62



1. これまでの取り組み

国際連合では、1946年（昭和21年）に「婦人の地位委員会」を設置し、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」、翌年1976年から10年間を「国連婦人の10年」として、性に基づく差別の禁止を重要な課題として取り組んできました。

1975年（昭和50年）、メキシコシティで開催された第1回国際婦人年世界会議で各国が取るべき政策の大きな指針となる「世界行動計画」が採択され、さらに、1979年（昭和54年）、性別に基づくあらゆる差別を撤廃することが世界的な課題として認識された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択、この条約を1985年（昭和60年）わが国も批准しました。

そして、1995年（平成7年）、北京で開催された第4回世界女性会議で「北京宣言及び行動綱領」を採択し、女性の地位の向上に当たっては、平等・開発・平和の3つの目標が不可欠であること、また、「行動綱領」の実施状況の検討・評価を行うことで女性問題解決の国際的な取り組みを着実なものへと推進していくことを確認しました。

これを踏まえて、わが国では、1996年（平成8年）男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定、さらに1999年（平成11年）6月には、「男女共同参画社会基本法」を制定するなどして、男女共同参画社会の実現にむけて、その推進体制の拡充を図ってきました。

福岡町においても、平成8年（1996年）、町における女性の地位の向上と男女共同参画社会の実現を図ることを目的に、「福岡町女性問題審議会」を設置しました。翌年、女性政策の具体的な推進を図るために町長を本部長とする「福岡町女性行政推進本部」及び職員で構成する「福岡町女性行政推進委員会」を設置して、全庁的な取り組みを始めました。

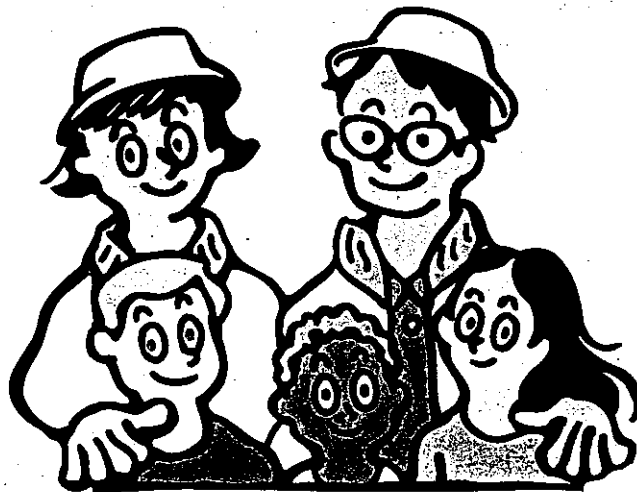
その後、「福岡町女性問題審議会」から提出された報告書を受け、1998年（平成10年）3月に女性問題の解決を図り、福岡町における男女共同参画社会を実現するための基本的な方針や具体的な施策を示した「男女共同参画プラン・ふくま」を策定しました。

このように、法律や制度、社会環境などの整備が進む一方、固定的、伝統的な性別役割分業に基づく意識や社会の制度及び慣習は、今なお存在し、男女の共同参画の推進に大きな影響を与えています。

また、職場での性差別やセクハラ、家庭内においてはパートナーからの暴力、さらには売買春など、女性に対するさまざまな人権侵害が現存しており、新たな人権

侵害としての問題が顕在化しています。

こうした現状を踏まえ、福間町では男女がともに自由に自らの生き方を選択でき、その選んだ価値を実現できる豊かな社会を目指して、「福間町男女がともに歩むまちづくり基本条例」を平成13年12月に制定しました。



第2章 基本的な考え方

1. 計画の趣旨
2. 基本方針
3. 計画の内容
4. 計画の推進体制
5. 計画実施の期間



1. 計画の趣旨

わが国の憲法は、すべての国民に、侵すことのできない永久の権利として、個人の尊厳と男女平等を基本理念とした基本的人権を保障しており、性による差別を禁止しています。

1985年（昭和60年）に批准した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は、政治、経済、社会、文化等のあらゆる分野における女性差別を撤廃するための必要な措置をとることを定めています。

さらに、国は、1999年（平成11年）に、男女共同参画社会の実現を目指して、「男女共同参画社会基本法」を制定しました。

しかしながら、家庭や地域においても、また職場においても、依然として「男は仕事、女は家庭」という男女の固定的な性別役割分業が存在しています。このことは、女性の能力や才能を発揮する機会を制約し、自らの生き方について自らの力で切り開いていくことを困難な状況にしています。またこれは、男性の生き方をも制約し、家庭や職場などにおける男女平等の形成を妨げる要因ともなっています。

男女共同参画社会の形成の促進を図るためには、男女共同参画社会に対する正しい理解と認識が必要であり、そのための的確で着実な啓発活動と実践が不可欠です。そして、これと併せて女性の社会進出のための条件整備や、家庭、地域、職場がより緊密に連携した施策も求められています。そこで、福間町としての男女共同参画社会を確実に実現するため、「男女共同参画プラン・ふくま」を策定し、総合的な見地に立った多方面での諸施策を計画的に、また積極的に展開します。



2. 基本方針

第2章

基本的な考え方

21世紀の豊かさは、物的側面の豊かさや効率のみを追い求めることだけではなく、自然環境と調和しながら人間らしい新しい価値観により創り出し、生み出したものを大切にすることにあります。そして、その基盤は、男女の性別役割分業意識から開放された、人間としてトータルな生き方への転換にあると言えます。これからの私たちは、男女が一人の個性ある人間としてともに支えあい、あらゆる分野での男女共同参画を進め、自己実現できる社会を創っていくことを目指して努力を続けていかなければなりません。

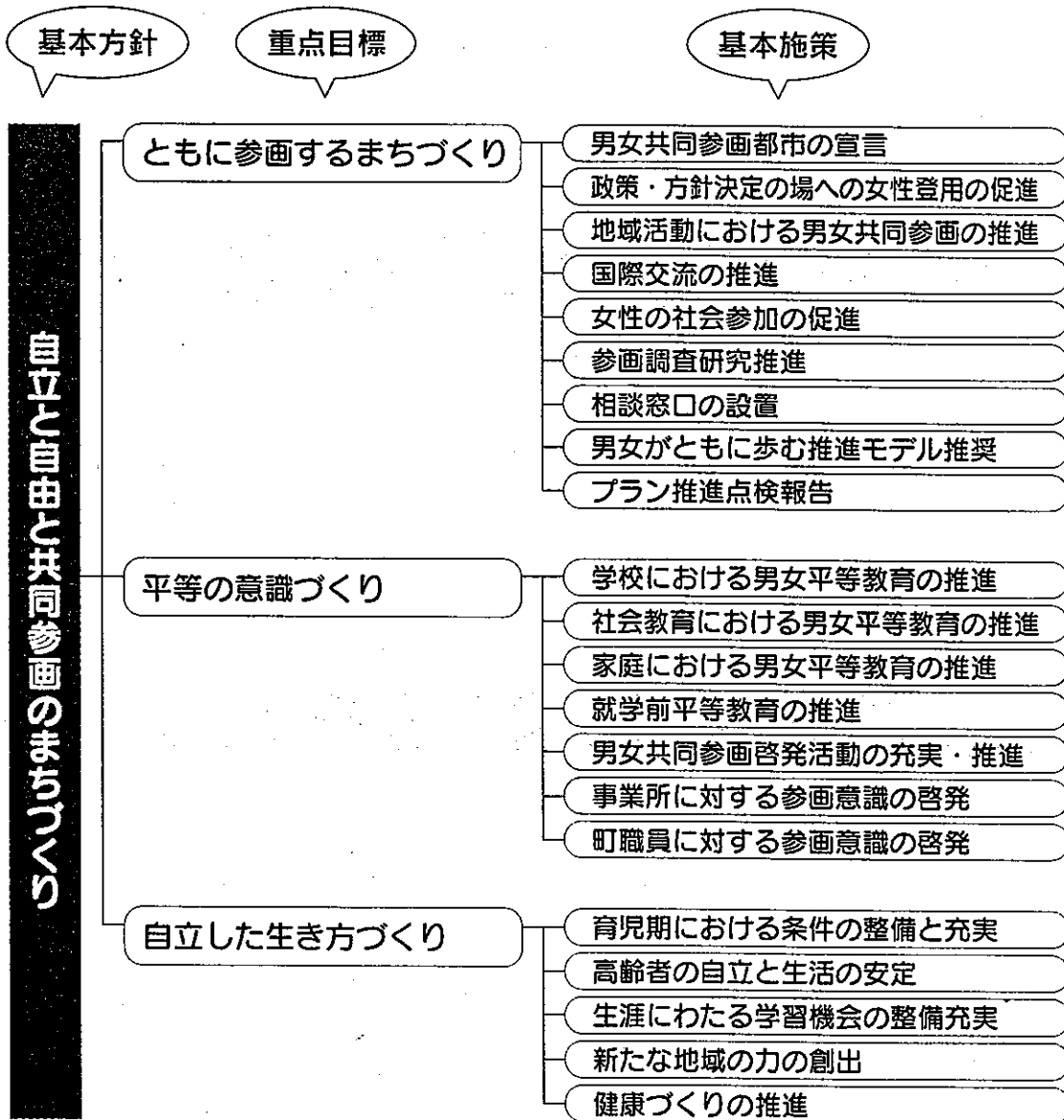
社会に今なお根強く残っている男女の固定的な性別役割分業意識の解消と、女性の社会参加のための条件整備を進め、女性の社会参加と男性の地域・家庭参加を促進することによって、初めて男女の共同参画によって支えられる社会が実現するのです。

人間として、一人ひとりが自立し、平等で自由であることを基本理念として、家庭で、学校で、職場で、地域で、生涯を通じ男女がともにのびやかに生き、参画できるまちづくりを進めることを目指して、この計画の基本方針を「自立と自由と共同参画のまちづくり」とします。



3. 計画の内容

男女共同参画社会の実現を図るために乗り越えなければならない数々の問題は、人々の意識や生活に深く関わっていることが多いため、すぐに解決できるものばかりではありません。長い歴史の中でつくられてきた固定的な性別役割分業意識の解消には、将来に向かった長期的で地道な活動が求められてきます。そこで、基本方針である「自立と自由と共同参画のまちづくり」の実現に向けて、次の3つの重点目標を掲げ、21の基本施策を推進します。





4. 計画の推進体制

第2章

基本的な考え方

福岡町では、男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画推進本部や男女共同参画審議会を中心に「男女がともに歩むまちづくり」を推進します。

(1) 庁内の推進体制

①男女共同参画審議会

この審議会では、「男女共同参画プラン・ふくま」の進捗状況をチェックするとともに、男女共同参画社会の実現に関する事項について、調査研究し町長の諮問に応えるとともに、助言・建議を行います。

②男女共同参画推進本部

町長（本部長）のもと、男女共同参画社会の形成を推進するため、「男女共同参画プラン・ふくま」の推進状況の把握や男女共同参画の形成の促進に関する施策を検討、決定します。

③男女共同参画推進委員会

庁内及び出先機関から選任した職員で構成し、「男女共同参画プラン・ふくま」の策定及び実施に関して調査、研究及び協議を行います。

④男女平等教育推進委員

各小・中学校に男女平等教育推進委員を置き、推進委員を中心に、小・中学校における男女平等教育の総合的な取組みを進めます。

⑤男女共同参画指導員

町立保育所、幼稚園に男女共同参画指導員を配置し、男女平等と人権尊重の保育・教育を推進します。

⑥男女共同参画担当窓口

平成11年4月、総合的な男女共同参画の推進を図るため、企画調整課に女性政策係を設置しました。

平成14年4月に、女性政策係は男女共同参画係へと名称変更します。

(2) 関係団体及び住民との連携

①男女共同参画推進に取り組む団体の育成とネットワーク化

主体的に男女共同参画推進活動を行う諸団体を「福間町男女がともに歩むまちづくり基本条例」第5条に規定する「住民の責務」の取り組みの推進役として位置づけます。

②男女共同参画アドバイザー

家庭や地域での男女共同参画の促進を図るため、男女共同参画アドバイザーを置きます。



5. 計画実施の期間

後期実施計画の実施期間は、平成14年度から平成18年度の5年間とします。

第3章 実施計画

重点目標Ⅰ ともに参画するまちづくり

重点目標Ⅱ 平等の意識づくり

重点目標Ⅲ 自立した生き方づくり

実施状況チェック表

基本施策 6：事業所に対する参画意識の啓発

施策NO	事業名及び事業内容	実施年度	担当課
Ⅱ-25	男女共同参画出前講座(事業所版)の実施 男女共同参画社会の形成を進めるため、事業所に対して、「男女がともに歩むまちづくり基本条例」の概要や「育児・介護休業制度」など仕事と家庭の両立支援に関する取組み等をテーマに参画講座を出前で開催します。	平成14年度	企画調整課
Ⅱ-26	両立支援事業の啓発 仕事と育児・介護との両立支援のための助成金、奨励金の制度や労働に関する相談機関の紹介など、事業者や就業者に両立支援事業の啓発を進めます。	継続	経済振興課 企画調整課
Ⅱ-27	セクシャル・ハラスメントのない職場環境づくりの啓発 町内の事業者に対し、職場における性的な言動に起因する問題が生じないよう職場環境づくりを啓発します。また、就業者のためにはセクシュアル・ハラスメントの相談窓口の紹介など、情報の提供を行います。	継続	経済振興課 企画調整課
Ⅱ-28	私立幼稚園・保育所への啓発 町内の私立幼稚園・保育所において、幼児期からジェンダーにとらわれない意識を養い行動できるよう、一人ひとりを大切にした保育・教育の啓発を進めます。また、町が行う参画事業への参加を呼びかけます。	平成14年度	学校教育課 福祉課 企画調整課

第3章

実施計画 重点目標Ⅱ 平等の意識づくり

Ⅱ-29	商工業・農業・漁業従事者研修の実施 商工会・農業改良普及センター、農協、漁協と連携をとりながら基本条例の啓発を中心とした研修や意見交換会などを開催します。	平成14年度)	経済振興課 企画調整課
Ⅱ-30	男女共同参画推進状況報告の受付 工事請負などの業者登録にあわせて、男女共同参画推進状況の報告を義務づけます。 また、参画状況報告は、男女共同参画推進モデルの推奨や参画促進施策の策定などに活用します。	平成14年度)	財政課 企画調整課

